

下 教 政 第 3 3 1 号
令和 6 年（2024 年）3 月 29 日

下関市監査委員 今 井 弘 文 様
同 秋 森 和 也 様
同 木 本 暢 一 様
同 田 中 義 一 様

下関市教育委員会
教育長 磯 部 芳 規

定期監査の結果に対する措置について

令和 4 年（2022 年）3 月 3 日付け監査報告第 6 号により通知のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項等について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき、通知いたします。

定期監査の結果に対する改善措置等の状況（報告書記載事項）

教育委員会教育部 学校保健給食課	
	[指摘事項] (1) 南部学校給食共同調理場における収入事務において、債務者が金融機関で納付した滞納分給食費を、誤って、当該調理場の窓口で納付を受けたものとして、金銭出納帳及び現金出納報告書に記載していた。また、現金で収受した当該調理場職員の給食費（8月分）について、当該調理場から所管課への「出納報告書」（8月分）の提出日は、当該給食費を金融機関に払い込んだ日の前日の日付となっており、齟齬が生じていたが、所管課は当該報告書について十分な確認をしないまま現金出納報告書を作成し、会計管理者に提出していた。所管課は当該調理場に対し、出納事務に係るチェック体制を強化するよう指導するとともに、下関市会計規則の規定に基づき、適正に事務処理されたい。
	(改善措置状況) 今回の指摘を受け、当該調理場に対し、出納事務に係るチェック体制を強化するよう指導するとともに、学校保健給食課においても、複数人によるチェック体制の強化を行った。今後は、下関市会計規則の規定に基づき、適正な事務処理に努める。
	[指摘事項] (2) 中部学校給食共同調理場機械警備業務の指名競争入札に係る入札書について、当日入札に参加した代理人の記名押印がなかった。下関市契約規則の規定に基づき、適正に事務処理されたい。
	(改善措置状況) 中部学校給食共同調理場機械警備業務については、電子入札の対象に該当することから、指名競争入札を改め、条件付き一般競争入札とし、契約課を通じて入札を行った。これにより、既存の様式は不要となった。 令和5年10月24日付けで、長期継続契約締結済み。
教育委員会 生涯学習課	
	[指摘事項] (1) 行政財産使用許可における使用料について、下関市行政財産使用料条例第4条第5号に規定する「その他市長が特に必要があると認めるとき」を適用し、全額減免を行っているが、この適用に関する意思決定を市長による決裁でなく部長の決裁で行っていた。適正に事務処理されたい。

	(改善措置状況) 今回の指摘を受けた案件については、令和４年３月２２日付けで市長決裁を受け、令和４年度から適正に処理している。また、すべての事案について、「その他市長が特に必要があると認めるとき」を適用する場合には、市長決裁とするよう改めた。
	[指摘事項] (２) 下関市子ども会連合会が市の行政財産の使用許可を受けて使用している青年の家多目的室の電気使用料を実費徴収するために設置している子メータの有効期限が平成２３年８月までで切れており、計量法第１６条第１項第３号の規定により、取引に使用し、また使用するために所持してはならないものであった。適正に管理されたい。
	(改善措置状況) 今回の指摘を受け、令和４年度に子メータの更新を実施したが、誤って計量法に定められた検定を受けていないメータを設置していたため、令和５年度の監査において、再度指摘を受けた。このため、令和５年１２月に計量法による検定済みのメータへ更新した。
	[指摘事項] (３) 下関市連合婦人会育成補助金について、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う補助事業の計画変更に伴い、概算払いにより支出した補助金のうち、不要となった一部の補助金が、補助金交付要綱では、補助事業完了後に補助金の額を確定した上で精算し戻入すると規定されているにもかかわらず、補助事業が完了する前に精算し戻入されていた。適正に事務処理されたい。
	(改善措置状況) 今回の指摘を受け、令和４年度以降の概算払いについては、交付要綱に基づき補助事業完了後に補助金の額を確定し、精算を行っている。
	[意見] (１) 下関市連合婦人会等育成補助金について、下関市連合婦人会等育成補助金交付要綱第３条に補助金の交付対象が規定されているが、「婦人会活動の健全な育成を図ることを目的として実施する事業」と記載されているのみで、具体的な対象経費が規定されておらず、実績報告の精査をどのように行っている疑義がある。対象経費を明確にするため、要綱の見直しを検討されたい。
	(改善措置状況) 今回の指摘を受け、対象経費等を明確にするよう、令和７年４月までに交付要綱の見直しを行うこととしている。

教育委員会 18 公民館（うち分館 1 館）

〔指摘事項〕

（１）吉母公民館における使用許可事務について、次のような事項が見受けられた。適正に事務処理されたい。

ア 通年での使用許可申請を行っている登録団体から、許可されている令和 3 年 5 月 8 日の使用を取りやめる旨の連絡があった際に、年間予定表に公民館職員が「休み」と記入したのみで、中止届を提出させていなかった。

イ 公民館の使用日に変更が生じた際に、下関市立公民館の設置等に関する条例施行規則第 2 条第 3 項に規定された公民館使用中止届を提出させることなく、公民館使用許可申請書の使用日を館長の訂正印で修正していた事例があった。また、修正された使用日も実際に公民館が使用された日と異なっており、規則に則った手続を行わなかったため、結果として、使用許可申請及び使用許可がない日に使用させ、減免申請及び減免決定がないまま減免したこととなっていた。

（改善措置状況）

今回の指摘を受け、使用の中止又は使用日の変更が生じた場合は、中止届を提出させるとともに、変更して使用する日の使用許可申請及び減免申請を提出する事務処理について、全公民館に周知徹底を行うとともに、業務マニュアルに従い事務処理を行うよう指導した。

以上